

【障害者控除対象者認定基準】

認定内容		認定基準
障害者控除対象者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	事業対象者、要支援または要介護に認定されており、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅱ a以上に該当 ※ ただし、特別障害者控除対象者を除く
	身体障害者（3級～6級）に準ずる	事業対象者、要支援または要介護に認定されており、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準A 1以上に該当 ※ ただし、特別障害者控除対象者を除く
特別障害者控除対象者	知的障害者（重度）等に準ずる	要介護3以上に認定されており、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅲ a、Ⅲ b、Ⅳ、Mに該当
	身体障害者（1級、2級）に準ずる	要介護3以上に認定されており、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準B 1、B 2、C 1、C 2に該当

次ページに日常生活自立度についての説明があります。

参考1 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 II a 家庭外で上記の状態が見られる。たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等 II b 家庭内でも上記の状態が見られる。服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 III a 日中を中心として上記の状態が見られる。着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為など III b 夜間を中心として上記の状態が見られる。症状、行動はIII aに同じ。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。症状、行動はIIIに同じ。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

参考2 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

状態	ランク	判定基準
生活自立	J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する J 1 交通機関等を利用して外出する J 2 隣近所へなら外出する
準寝たきり	A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない A 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する A 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ B 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う B 2 介助により車椅子に移乗する
	C	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する C 1 自力で寝返りをうつ C 2 自力では寝返りもうたない